

争議行為の予告について

全関東単一労働組合執行委員長清水真理子から争議行為を行う旨の通知が平成30年11月21日にあったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

平成30年11月27日

東京都知事 小 池 百合子

一 事件

年末一時金等の要求に関する件

二 日時

平成30年12月3日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

東京急行電鉄株式会社電気部電気工事事務所 大田区田園調布一丁目53番8号

四 種類

すべての組合員、または一部組合員によるストライキ、もしくは怠業、その他あらゆる形式の争議行為を実施する。（以上原文のまま掲載）